

自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（自動解約入金方式）

1.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (2) 預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金は、預入日から1年経過後に一部を1万円単位で解約することができます。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の一部を預入日から1年経過後に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、一部解約の元金とともに支払います。
この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率表」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。
- (3) この預金を預入日から1年経過後に一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以 上